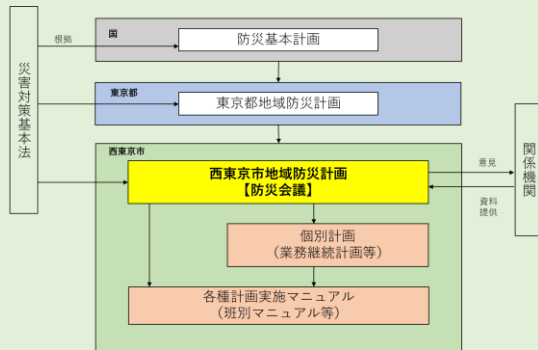


1. 計画修正の背景

現行の西東京市地域防災計画（令和3年修正）から2年が経過し、防災基本計画の修正、令和4年5月に「首都直下型地震等による東京の被害想定」が10年ぶりに見直されたこと、「東京都地域防災計画（震災編）」が令和5年5月に修正されたことなどを反映し、市の災害対応力や市民の地域防災力の強化に取り組むため、令和6年度の計画改定を行います。



3. 減災目標

この目標は都及び市民、事業者・防災市民組織等と協力して、対策を推進し、首都直下型地震等による東京の被害想定が見直された令和4年5月を起点とし、10年以内までの達成に努めていきます。

想定地震として本市で最も被害が大きくなる多摩東部直下地震（M7.3）を対象として設定しています。

1	死傷者の半減（再掲）	出火防止対策及び建物の耐震化を推進し、延焼火災や住宅倒壊等を原因とする死者、負傷者を半減させる。
2	避難者の3割減	備蓄品の充実や家具転倒・落下・移動防止対策等を促進し、在宅避難やマンション防災の普及により避難人口を3割減にする。
3	帰宅困難者の安全確保及び帰宅支援（再掲）	事業所と連携した一斉帰宅抑制、一時滞在施設の確保等により、想定される帰宅困難者の安全を確保する。

2. 計画の目的

西東京市・東京都・指定地方行政機関・自衛隊・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災関係機関、事業所、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、自然災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。



4. 被害を軽減させるための施策（3つの視点と分野横断的な視点）

「東京都地域防災計画（令和5年5月修正）」において、「減災目標」と「目的を達成するための施策」等が示されたため、西東京市においても、この減災目標等の達成に取り組んでいきます。

NO	3つの視点	視点の考え方
1	家庭や地域における防災・減災対策の推進	一人ひとりの防災・減災対策に加え、町会、自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して防災力を高めていく
2	市民の生命を守る応急体制の強化	業務継続体制の確実な確保や都市基盤の早期回復などにより、市民の生命を守り抜く
3	すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復	居住形態の変化等も踏まえ、被災者の生活環境の質を高めるとともに、市民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す

NO	分野横断的な視点	視点の考え方
1	ハード対策	すべての防災・減災対策の前提となる「強靱なまちづくり」の加速化
2	多様な視点に配慮	被災経験や被災地支援の教訓を活かし、女性や要配慮者など多様な視点を防災対策に反映
3	防災DXの促進	防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災DX」を積極的に推進
4	人口構造	若い世代の減少や「高齢者の高齢化」など、今後の人口構造の変化も踏まえた対策を推進

① 火災予防対策

・都の被害想定結果を受けた、火災対策の強化

項目	平成24年4月公表 (多摩直下地震)	令和4年5月公表 (多摩東部直下地震)
火災による焼失棟数	681棟	3,537棟
死者(うち火災による)	44(12)人	101(69)人
負傷者(うち火災による)	892(20)人	1,112(273)人

・初期消火資器材の購入促進や防災訓練の充実による防災市民組織の充実に言及
・木造密集地域への出火防止や初期消火の充実強化を追記



② 避難者対策

・発災時に避難所の開設を円滑に進めるため、各校で避難所開設に係るアクションカードを作成する旨を追記

③ 防災DXの推進

・市民が各避難所の混雑状況を確認できるwebサービスの導入、デジタル技術の活用による業務迅速化の推進等の記載を追加

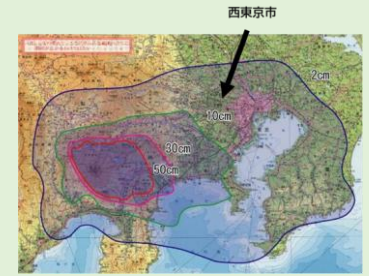


④ 市民と地域の防災力向上への取り組み

・マンション団体との連携によるマンション居住者への普及啓発など、マンション防災の強化に言及

⑤ 火山編の充実

・富士山噴火による降灰の影響を踏まえ、噴火による被害想定や降灰による影響を明示
・降灰予報の種類と内容を記載し、参考となる降灰量階級表を追加



⑥ 発災時の体制の見直し

・情報収集のための必要な職員を参集させる基準(情報連絡態勢)を震度4から震度5弱、全職員を参集させる基準(震災非常配備態勢)を震度5弱以上から震度6弱以上にそれぞれ見直し、被害想定に応じた態勢を配備
・避難所の開設基準について、本部長判断による開設基準を震度5弱以下から震度6弱以下、自動開設基準を震度5強以上から震度6強以上にそれぞれ見直し、被害想定に応じた措置をとるよう変更

現行

市の体制	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
職員体制	情報連絡態勢(危機管理課参集)	震災非常配備態勢(全職員参集)		職員は自動参集		
災害対策本部	勤務時間内	本部長判断で設置	災害対策本部の設置	震度5弱以上の地震発生で自動設置		
	勤務時間外	本部長判断で設置	緊急初動態勢	初動本部・支部の設置 → 本部長判断で災害対策本部へ移行		
避難所	本部長判断で避難所開設		初動要員参集	避難所運営協議会が自動参集		

改正案

市の体制	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
職員体制		情報連絡態勢(危機管理課参集)	本部長判断で全職員参集	震災非常配備態勢(全職員参集)	職員は自動参集	
災害対策本部	勤務時間内	本部長判断で設置		災害対策本部の設置	震度6弱以上の地震発生で自動設置	
	勤務時間外	本部長判断で設置		緊急初動態勢	初動本部・支部の設置 → 本部長判断で災害対策本部へ移行	
避難所	本部長判断で避難所開設			初動要員参集	避難所自動開設	避難所運営協議会が自動参集

・令和3年以降の組織改正を班体制、事務分掌に反映

⑦ 地震・火山編の構成の見直し

・風水害編の構成に合わせ、地震編を総則・災害予防計画・災害応急復旧計画+火山編の構成に修正